

事業目的

[実施主体] 区市町村 [実施期間] 令和7～11年度 [令和8年度予算額] 3,999,080千円

全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る。

事業概要

<補助要件> 以下①～③を全て満たすことを本事業の補助要件とする

- ①改正児童福祉法・改正母子保健法に定める「**こども家庭センター**」を令和8年度中に設置するよう努めること
- ②**経済的支援**（妊婦のための支援給付及び東京都出産・子育て応援事業の育児パッケージ・パースデーサポート）を全て実施すること
- ③**伴走型相談支援**（妊婦全数面接、妊娠8か月アンケート、出産後の家庭訪問、1歳・2歳前後のアンケート等）を全て実施すること

妊 娠 ・ 出 産

乳 児 期

幼 児 期

<必須事業> 伴走型相談支援事業 [補助率10/10又は1/2]

- ・妊婦全数面接、妊娠8か月頃のアンケート・面談、出産後の家庭訪問、1歳・2歳前後のアンケートや交流会等の実施

<任意事業>

産前・産後サポート事業 [補助率1/2] ・妊産婦や父親に対する相談支援

産婦健康診査事業

[補助率1/2]

- ・産婦健診に係る費用を支援 (5,000円×2回)

産後ケア事業 [補助率10/10] ※R7から3か年時限
サービス供給量の増加（足りている場合は維持）が要件

妊娠・出産包括支援緊急整備事業[補助率10/10]

- ・産後ケア事業等の実施場所の修繕 ※R7から3か年時限

産後ケア施設整備支援事業

産後ケア事業を行う施設を新設・改修して定員拡大を図ろうとする際に、国の「産後ケア施設改修等支援事業」で賄いきれない費用を補助

産後ケア開業支援事業

産後ケア施設を開業する際の開業までに必要な賃借料等を補助

妊婦のための支援給付補助金 [補助率10/10又は1/2]

- ・妊婦のための支援給付のための事務費※に対する補助（※）人件費や振込手数料等の事務費

家事・育児サポーター派遣事業 [補助率10/10]

- ・妊婦及び3歳未満の子育て家庭に対して家事育児サポーター（※）を派遣し、産前・産後の家事・育児を支援（1人当たり年間96時間上限）

多胎児家庭支援事業 ・多胎妊婦や3歳未満の多胎児がいる世帯への支援

ア 相談支援や交流会、母子保健事業利用のための移動支援 [補助率10/10]

ウ 多胎児の育児経験者との交流会や相談支援等 [補助率10/10]

イ 家事育児サポーター(※)を派遣 [補助率10/10]

エ 多胎妊婦健康診査加算 (R4～) [補助率1/2]

家事育児サポーター（※）の人材育成 [補助率10/10]（※）産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等

こども家庭センター(母子保健機能)の開設準備経費補助 [補助率1/2]

①産後ケア施設整備支援事業

○事業内容

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）を新設・改修して定員拡大を図ろうとする区市町村に対し、国の「産後ケア施設改修費等支援事業」でまかないきれない新設・改修に係る費用について補助

○補助基準額：35,628千円 ○補助対象：区市町村

○補助率：都：1/2、区市町村：1/4、事業者：1/4

○主な補助内容：(1)産後ケア施設の新設費用

(2)改修施設が賃貸物件だった場合：改修期間の賃借料



②産後ケア開業支援事業

○事業内容

一定の要件を満たす、都内で新たに産後ケア施設を開業する事業者には、開業までに必要な賃借料等の一部を補助する区市町村に対し、費用を補助

○補助基準額：3,580千円 ○補助対象：区市町村

○補助率：都：1/2、区市町村：1/4、事業者：1/4

○主な補助内容：賃借料(最大6か月)、広告費、備品購入費

